

『淀川水系流域委員会 / / 考』 = その 2 =

2006.5.2

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

第 2 部 「委員会運営のあり方」

A . はじめに

ここに書こうとする内容は、意見書 695 に著した『淀川水系流域委員会 / / 考』第 1 部「生みの親たち」に継ぐ論考であり、元々構想の骨格があったのであるが、第 48 回委員会以降、新執行部誕生を契機として「2 月以降の委員会運営の課題について」(060118 . 48「意見交換資料 1」) に対し、検討議論が行われると共に、一般傍聴者に対しても「今後の委員会運営に対する」意見聴取が行われ、続く第 49 回委員会での「一般傍聴者からの意見聴取の方法について」として委員会審議及び一般傍聴者からの「意見聴取」があったのみならず、第 50 回委員会では「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」(060424「意見交換資料 1」) が出されるに及んだ為、この最近の事態への考察を中心としてまとめたいと思う。

B . 成功の為の 3 つの要素

- 1 . 委員そのものの努力
- 2 . 国民の理解と協力
- 3 . 河川管理者の積極的、全面的協力

淀川水系流域委員会（第 1 次委員会）が曲がりなりにも「淀川モデル」として高い評価を受けるに至った経緯を後振りして観る時、以上の 3 要素は完璧とはとても言えないにしろ、そろっていた事が見てとれる。

特に、「3 . 河川管理者の積極的、全面的協力」は並々ならぬものであった事は、上記意見書 695 に示したとおりである。しかし、2004 春から近畿地整内に変化が生まれた。反動である。これは「ダム建設に依存しようとする立場」の台頭と言えよう。おりしも「住民対話集会」真の盛りで、これを利用した画策が蠢動した。「住民意見の反映」と言わんばかりに、第 1 回アンケート結果が何度も繰返し報告され、それが「ダム建設促進派の大量動員によるものである」事は伏せられていた。「木津上」では住民の最終意見は各々個々の「提案」として提出されたが、十把一からげにホームページ上で切り捨てて、個々への具体的な回答になっていない。住民全体は他の意味でも、全く「利用されただけ」であった。そして「水需要の精査・確認を遅らせる」「対象洪水の従来説明を一転、バーチャル洪水で

の浸水被害シュミレーション連発説明」など委員会審議は振り回されたのである。

今もこの流れは続いていて、「岩倉峡の流下能力」にからむマニングの粗度係数を「検討委員会」の結論に大きく反して、 $n = 0.045$ を採用すると表明しているが、これの理由も、言い訳もなく、頑固に硬直している理由は「川上ダム建設の治水必要論」が崩壊するのを恐れているのであって、更に意見書 689 の最後に推察したような次第であろう。〈資料 1 - 1 〉

更に更に、「委員会予算」を減らして来ている。これらの流れをどう委員の皆さんは考えているのか。感じているのか？

以上のように、河川管理者側の態度が変わってきている事実を、厳しく冷静にみなければならぬ。

「2. 国民の理解と協力」はどうであったか。

まず「環境世論」は広がっており、「流域委員会」の役割を知った人達、その後「提言」（030117 版）を知ることになった人々は大部分が共鳴した。今では「川上ダム建設促進期成同盟」の人々でも『環境を損なわない方法でダムを建設するべきだ』と述べるようになった。2年前では『環境環境というが、人間の生命とどっちが大事やねん！』とゴネル人も多く、テコズツタ事もあった。勿論その場で論理的に説明しても、言辞的実感が湧かない上に「思い込みが強い」と、「人間も環境の一部である」認識が、「トンデモナイ宗教教理」のように思えるのか、「虫や魚と一緒にするな！あんたも人間やろがな！」と一喝された。

最近はずがにそのような人と出会っていない。これが即、「淀川水系流域委員会」の活動の影響とは言えないが、これ迄色々な形で発信してきた情報は時間が経過するにつれ、浸透していつているのではないかと、積み重なってきているのではないかとと思われるのである。

委員会が積極的に「意見聴取を求め」、又積極的に「委員会情報」を発信し続ける事が、流域住民をはじめ国民の関心を高め、その理解と協力を喚起する事になるのである。

「1. 委員そのものの努力」は言う迄もなく、主体性の問題である。

最近（2005 年中）の審議を見ていて、どうも個々の委員達が審議や意見書起草に充実して関わっていないのではないかと考えている。

特に何かの課題があれば、積極的に情報収集に当たらなければならない。自らも現地へ足を運んだり、文献を漁ったり、嫌がられても河川管理者情報（公文書など）、各行政機関情報を開示するよう要求しなければならない。又、それらの分析を通じて成立する意見を「参考資料 1」に委員意見としてどんどん発表していくべきである。審議を充実させる為に、もっともっと「参考資料 1」を活用すべきであると提案したい。

これから新たな調査が必要であれば、遠慮せず積極的に河川管理者に要求すべきである。

これらは「立派な」河川整備計画策定の為、必要な経費であり、「委員会予算」とは別として「河川調査費」から回すべきものである。

委員会および委員からの情報開示請求の努力不足は、例えば、「水資源機構管掌の川上ダム環境3委員会議事録」及び「川上ダム基本高水決定検討書」など私が請求しているのみである。その他、昨年7月の段階で委員諸氏より数多くの質問が河川管理者に対し出されているが、回答で終結したものは少数で、まだ多くの未回答事案がある。

いつまでも「宙ぶらりん」で忘れてもらっては困る。特に今本委員からの「岩倉峡部分開削で、下流の水位がどれだけ上昇するか。その事で島ヶ原などで破堤や越流の危険を具体的に示して貰いたい。〔要略〕」など今後の審議を考える時、重要な質問に今もって答えがない。督促の必要があろう。

委員会出席率が悪い数名の委員の内、3名が辞職された事になるが、これは選任前に適格かどうかの判断が、慎重ではなかった事を示している。居住及び勤務地が遠過ぎ、委員会出席は初めから無理と思われていた人、現在、大学などの勤務や研究活動などがあり多忙である人達に、十二分に念押しをするべきであったろう。と同時に言いたいのは本人そのものの努力も欠けていたのではなかろうか、という事である。

委員たちから今も「言い訳」が聞こえてくる。気の毒なとも思うが、「偉大な事業」を決定する為の立場の皆さんである事の自覚と流域住民の期待を担っているとの思いをもって、積極的に参加されん事を希むものです。

C. 「一般からの意見提出および傍聴者発言の規制提案」

第50回委員会に出された提案の正式名称は〈資料 2〉を参照願いたい。そしてとりあえず、その提案の細かい規程である部分を〈資料 3〉以降〈資料 5〉迄確認されたい。

この提案に対し、意見交換を求められたので、私は次のように殆んど全面的反対の意見を述べている。

『この提案の根本的理由は一体何なのか。「意見書枚数制限」など、「実質的な一般住民、傍聴者意見の制限」となるこのような提案が、どのような根拠で必要とされるのか。「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障をもたらしている」とする具体例、事例を全て挙げて貰いたい。〔要旨〕』

『こういった「言論抑制策」の前に、委員会は「一般流域住民の意見・考えをどう求め、どう反映していくか」の重大課題を、もっともっと積極的に追求していくべきではないのか。〔要旨〕』

『「無駄を排したい」と言うなら、例えば、審議資料などの配布資料にしても、何度も何度も同一人に手渡してきたが、「傍聴確認ハガキ」に「・・・会(2006.02.18)にて審議資料2-1を手渡し済み。今回はご持参乞う。」などと、庶務的な工夫をもって、殆んど完全

な改善ができる。こういった知恵を絞らないで、何と愚かな提案か。〔要約〕
ここに於いて詳しく解説し、この危険な「提案」の本音を探ろうと思う。

「一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていること」「一部の方の発言が委員会運営に支障をきたしたこと（たとえば 審議内容と無関係の発言、発言者の固定、 発言時間が長すぎる、など）

上記のような理由で、ルールを設け、従って貰いたいと言う訳である。

さて、委員会の健全な運営にしばしば支障が生じているのか。私は、『具体例、事例をずうっと挙げてください』と求めている。

しかるに、今本委員長が答えたのは『例えば端的に言いまして、浅野さんからこれまでいろいろといただきました資料は随分重複がありました。（中略）例えば岩倉峡での水位と流量のデータ、これはいついつのを参照してくださいという形にしていただければ、それを見ればいいわけですので、そういう面はあったと思っています。』

三田村副委員長からは何も返答は出ない。

この事は、この提案が非常に「低次元」のものである事を物語っている。又、私の意見書の資料は随分と重複しているのかと調べてみたが、同一意見では見当たらず、考えてみれば各々の意見書にその必要な資料を添えて示さなければ、読む側がそれを探さねばならず、なければ理解が起きない事態も起こりうる。委員長の言う通りにするとかえって不透明意見になりかねない訳である。

実のところ、本音は「金盛委員の発言を巡っての酒井さんの傍聴者発言」にあるのではないかと推察する。

これは計らずも、第50回委員会参考資料1意見書 693にて佐川さんが「流域委員会の今後の運営についてのお願い」に「3）金盛委員の少数意見について」として述べられているように問題となったのであり、その後の傍聴者発言で酒井さんが「怒気鋭く」それを指摘された。それで金盛委員はプライドを傷つけられたと感じられ、立腹した発言をされた。これが引き摺っているのである。この件では、私は佐川さんのように指摘するよう心懸けねばならないと思う。委員会は具体的に酒井さんに説明し、「怒気など示さず、個人攻撃的にならないよう気をつけて下さい。」と委員長が話せば済むことで、全体の意見発表を狭い箱に閉じ込めるような規制案を考えるべきではないのである。〈資料-9,10〉

意見書枚数へのこだわりで、環境問題としての意見や一般意見書全体の枚数を数え、金額をはじいての委員意見も出ていたが、環境問題を言えば、全て委員会の出版物、封筒などなど、審議資料も「紙は再生紙にしよう」との提案の方が次元が高いのではないか。経済を言うのであれば、「無駄をなくす方向」として、本委員会、部会を通じ同一人に2部3部と審議資料が重複して配布されるのを防止するシステムと、河川管理職員が必要以上に参集しているのを整理抑制しよう。これは河川コンサルタントや関連会社社員達にもお願いしよう。

検討会、学習会などはメーリングリストで電子メール意見交換で済ませられるよう工夫しよう。会場費用、交通費、人件費を節約するのだ。このように、もっともっと大きい金額について検討されるようお願いする。

〔注〕： ここでは緊急を要する《一般意見等の規制》案に対応する為、「テーマ」について全面的に論考することができず、又、委員会提案の細部に対する具体的検証に迄、踏み込む事が出来なかった。

そこに示された細々とした規制対象を概括して述べれば、「表現の自由を抑制する」実質的な負担を一般住民に強いるものであり、非常に危険な規制である。それらは意見の根拠を明瞭に判読して貰う為に必要欠くべからずの、資料の色分けであったり、大きさであったり、紙数であったり、様式であったり、手書き原稿のワープロ整理（庶務への依頼）などの配慮であり、多くの読者の正確な読解を助けている事を忘れてはならない。

いずれにしても本稿は緊急性をもって「とりあえず」まとめたものであるので、今後内容を広げ深め、改訂版を示すことになる。

『岩倉峡流下能力の再検証』その2.

= (岩倉峡流下能力検討会報告書) と関連して=

‘06.2.6

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野 隆彦

「岩倉峡流下能力検討会」が、ズサンな資料を与えられ検討を行った事に対し、真の学術的意義が存しない内容であることを、意見書No.681『?学者が雁首揃え 舟滝を登る』=岩倉峡流下能力をめぐるトンデモない検討=で、具体的に指摘している。

その後、意見書No.688『岩倉峡流下能力の再検証』その1=真の流下能力への一つの道=と題し、全観測データの分析から「最多集中水面勾配」を導き、横断面各所の河道特性を見極めた粗度係数の推定をもって、岩倉観測所地点の「無害流量」(堤防天端一余裕高)流下能力水力計算を行ない、結果的に $Q=4457 \text{ m}^3/\text{s}$ (水深 11.72m) $n=0.0387$ を得た。

上記「検討会」はトンデモない検討ではありながら、報告書 6P.「3-3 水位・流量関係についての総合判断」に於て、『流量観測値との比較から、 n が 0.030 から 0.045 の間の値であることは明らかであるが、いずれの値とするかは、目的によって、「裁量で決める」としかいいようがない。河川工学者としての立場からいえば、中央値としての $n=0.0375$ 程度を採用するのが適切と考える。』としている。_____ラインを付けたところが「検討会」判定の「主文」なのであるが、それにも関わらず、木津川上流河川事務所は $n=0.045$ にコダワルとしている。「検討会報告書」で「4 過大あるいは過小の水位・流量関係を適用した場合の影響」として、7p~9pにわたって「クドイ」ほど丁寧に上流の危険、下流の危険に大いに影響するから、 n 値採用に『慎重のうえにも慎重を期して検討する必要がある。』と結論づけているにも関わらず、「脳天奇」なのか「バカ丸・・・」なのか判らないが、全く慎重に検討した風もなく、アッサリと最も高い n 値を採用すると宣言しているのである。又、この数値は2年前の「木津川上流住民対話集会」の時点で聞いていたもので、「アイタクチガフサガラナイ」とはこの事である。

〔A〕 $n=0.03$ の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.03} \sqrt[3]{\left(\frac{AT}{ST}\right)^2 \sqrt{0.0022}} \approx 33.3 \sqrt[3]{\left(\frac{1021.3}{149.9}\right)^2 \times 0.047}$$

$$\approx 33.3 \times 3.59 \times 0.047 \approx 5.48 \text{ (m/s)}$$

$$Q = A v = 1021.3 \times 5.48 \approx 5.597 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

〔B〕 $n=0.0375$ の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.0375} \times 3.59 \times 0.047 \approx 4.5 \text{ (m/s)}$$

$$Q = 1021.3 \times 4.5 \approx 4596 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

〔C〕 $n=0.045$ の「無害流量」流下能力。

$$v = \frac{1}{0.045} \times 3.59 \times 0.047 \approx 3.75 \text{ (m/s)}$$

$$Q = 1021.3 \times 3.75 \approx 3830 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

上記の計算は岩倉観測所第1断面から第2断面へ水深 11.72m で 1/455 の水面勾配をもって流れる時の流下能力で、 n 値各々で検算してみた。

現在のところ、「岩倉峡流下能力」の真値に「絶対の根拠」は見えていない。しかし、昭和 48 年からの実際観測データを誤差と共に十分認識し、学ばなければならない。その点「検討会報告書」の結論が『 n 値 0.03 から 0.045 の間であり、 $n=0.0375$ 程度を採用することが適切である』としている根拠が『流量観測値から見て n 値が 0.03~0.045 の間に収まっていることが明白である』とした判断は先ず妥当と言える。

上記計算のように、 $n=0.03$ 〔A〕と $n=0.045$ 〔C〕の違いには、1767 m^3/s もの洪水量が立上る。 $n=0.0375$ 〔B〕にしておけば、1001 m^3/s に軽減する。〔C〕との違いも 766 m^3/s と少ない。この方が両方への対処が容易であることは自明の筈であろう。「しかあーし」カタクナに n 値 0.045 を採ると言う。

では仕方がない、胸の裡を推察してみよう。

《 n 値 0.0375 を採用すると、「無害流量」流下能力が約 4600 m^3/s となり、上野遊水地でさえ不要であった事実がバレルからである！》《今になってダム治水不要、上野遊水地不要では関係者から袋叩きにされかねない！》《国土交通省の体面を保てない！》そんな嘘は、もう、大々先輩の責任にして、国民に対し素直に向き直そうよ。

2006年4月24日
淀川水系流域委員会

一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案

淀川水系流域委員会は、発足当初から会議ならびに情報の公開を原則とするとともに、広く一般住民・傍聴者から意見を聴取し、委員会審議に役立ててまいりました。委員会は積極的なご意見の提出に深謝しております。

さて、最近開催の流域委員会（部会を含む）において、一部の意見提出と傍聴発言が委員会の健全な運営にしばしば支障が生じていることをご承知のことと存じます。そこで委員会では、委員会の発展のために一般の方々からの意見提出についてより改善したルールを下記のごとく提案することにいたしました。今後とも一般の方々からのご意見を聴取し委員会のさらなる飛躍をする所存です。ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(1) 住民意見提出

従来、当委員会では、一般住民から寄せられた意見（文書）などは、書式などについての取り決めがなく（その様式、紙数、白黒／カラー、原稿の手書き／ワープロなど）、また、配布に当たっても、複数の委員会と部会において同じ提出文書を繰り返し配布してまいりました。しかしながら、これらは環境の時代（省資源）とは相容れない行為であり、委員会は真摯に反省しております。今後は、一定のルール（別紙1）を定め、それに従った意見・資料を受け付けて委員会で配布したく考えております。

(2) 一般傍聴者発言

従来、当委員会では、審議終了後に一般傍聴者からの意見聴取を行ってまいりましたが、一部の方の発言が委員会運営に支障をきたしたこと（たとえば、①審議内容と無関係の発言、②発言者の固定、③発言時間が長すぎる、など）がありました。そこで、今後は、一定のルール（別紙2）を設け、できるだけ多くの人に、有意な発言をお願いするように考えております。

委員会への意見の提出および資料等の配付に係るお願い(案)

委員会の円滑な運営のため、意見の提出および資料等の配付について、一般の方々に以下の点ご協力をお願いいたします。

1. 委員会への意見の提出に係るお願い

この件については、会議において従来より「委員および一般からのご意見（参考資料 1）」として配付している資料に係わるお願いです。

(1)提出される意見原稿の体裁

- ・ A4サイズでお願いします。A3折り込みはご遠慮下さい。
- ・ 白黒コピーに耐えるものでお願いします。
- ・ そのままコピーが可能な、完成原稿の形で提出して下さい(庶務でのワープロ、写植等の作業はいたしかねます)。

(2)意見の分量

- ・ 1つの意見についてA4で、3枚以内になるようお願いします。

(3)内容

- ・ 裏面の3-(1)に留意して下さい。

(4)公表・配付等

- ・ 特にことわりがない場合、提出後の直近の会議(委員会、部会等)で参考資料1として配付させていただきます。
- ・ 提出いただいた意見は、ホームページ上でも公開させていただきます。

(5)意見の提出要領

- ・ 意見は庶務宛、メールまたは郵送(宅配を含む)で提出して下さい。
- ・ 特定の会議で公表したい場合は、当該会議開催の2営業日前(例えば月曜開催で土日休日の場合、木曜)の17時までに、その旨を明記した上で、庶務宛提出して下さい。

(6)注意事項

- ・ 公表・配付用資料作成にあたり、体裁等について、庶務で編集させていただくことがあります。
- ・ 3-(1)に抵触する場合、提出意見の一部または全てについて、公表・配付を控えさせていただきますことがあります。

一般傍聴者からの意見聴取について(案)

会議の際の一般傍聴者から意見聴取について、下記の要領で対応を検討する。

1. 実施要領

(1) 従来

- ・会場において挙手にて、発言希望を確認し、原則すべての希望者に発言の機会を与える。
- ・発言時間については、状況に応じて対応し、あまり長くなりすぎる場合などは注意を促す。

(2) 変更案

- ①会議の配付資料の中に発言に関するお願い（一般傍聴発言にあたってのお願い）と発言希望を申し出る記入用紙（一般傍聴発言希望記入用紙）を添付する。
- ②一般傍聴発言希望記入用紙に記入いただき、休憩時間の終了までに、庶務の受付箱に投入してもらう。
- ③発言希望者には、原則として発言の機会を認める。ただし、発言内容に多大の問題点があると判断された場合は、理由を付して発言を遠慮していただく。
- ④発言時、一定時間(約3分程度)を過ぎた時点で、注意をうながす。

※審議の過程で感じたこと記入し、提出してもらえる機会も確保する（「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配布）。

2. 標記に関する会議会場における対応

- ・従来から配付している「発言にあたってのお願い」に、必要事項を明記する。
- ・新規に、「一般傍聴発言希望記入用紙」と「流域委員会についてのアンケート記入用紙」を配付する。

2. 会議等の場における資料の配付に係るお願い

(1)体裁

特に定めません。

(2)配付要領

- ・配付は、ご自身で行って下さい。
- ・会議の審議中における配付はご遠慮下さい。
- ・配付は、会場の中及び入り口周辺で行い、会議参加者や施設の一般利用者等の邪魔にならないよう配慮して下さい。
- ・会議場に設置する資料コーナーに置いていただくことも可能です。この場合、会場受付まで申し出て下さい。事前に庶務宛送付される場合は、その旨事前に庶務まで連絡頂くとともに、会議の2営業日前の17時までに届くようお願いします。

(3)注意事項

- ・会議の運営の妨げになると考えられる場合、配付を中断いただく場合があります。
- ・下記の3-(1)(2)に抵触する場合、配付を中断していただく場合があります。

3. 意見の提出・資料配付に係わる全般的なお願い

(1)意見提出や資料配付の目的について

- ・意見の提出や、資料の配付については、どちらも「委員会に対して」であることにご留意下さい。

(2)意見・資料の内容について

基本的には、提出者の自由としますが、以下の点に配慮して下さい。

- ・委員会審議に関連ある内容であること。
- ・個人情報、稀少生物等に係わる秘匿の必要性に配慮すること。
- ・記載内容について、個人の誹謗中傷にならないこと。
- ・その他、公序良俗に反しない内容であること。

(3)その他

- ・ご不明の点については、委員会庶務までご相談下さい。

TEL : 06-6209-0034 FAX : 06-6209-0036 MAIL : yodogawa@jmar.co.jp

2006. 2. 16

佐川 克弘

流域委員会の今後の運営についてお願い

1) 委員会の開催頻度と情報公開

第49回委員会において今本委員長から、経費節減のため今後の委員会の開催頻度を縮小するが、非公開の会議内容についても従来どおり情報公開に努めたい旨発言がありました。

貴重な税金を使っているのですから委員会の開催頻度を縮小するのはやむを得ないと考えます。私は淀川水系流域委員会が積極的に情報公開していたことを評価しております。つきましてはインターネットだけでなく、今後も委員会開催の際配布される「結果報告」は従来どおり継続してくださるようお願いいたします。

2) 利水・水需要管理部会

やむを得ない事情があったことはわかりますが、荻野部会長が認められている通り昨年の利水・水需要部会は事実上“開店休業”でした。特に丹生ダムの異常渇水時に果たして「緊急水」の補給が必要かどうか部会としての検討が求められていると考えます。そのためには河川管理者の渇水シュミレーションのバックデータを提示してもらって検証するだけでなく（滋賀県がバックデータまで発表していることはご存じの通りです）、関西のダムと水道を考える会代表の野村東洋夫氏が言われているように過去の渇水年における大川の維持用水のカット実績とその影響の検証も不可欠だと考えます。

幸い荻野部会長から力強い“決意表明”がありましたので大いに期待しております。

3) 金盛委員の少数意見について

金盛委員は2005. 12. 22付の「淀川水系5ダムの調査検討のついで意見」で少数意見を表明されました。もたろん私は委員全員の意見が一致することが決して望ましいと考えておりませんし、かえって株主総会の“シャンシャン総会”のようになってしまったら恐ろしいと考えております。

しかし私が誤解していたらお詫びしなければなりません。金盛委員は堤防補強に関する河川管理者と流域委員会とのコンセンサスをご存じないのではないかと、ご存じないから「破堤の危険が低下したことで余裕高を流量増として加算してよいとは考えません。余裕高は計画時点や維持管理上の不確定要素を水位に含めたものであります。」と述べられたのではないのでしょうか。

というのは河川管理者はH14. 9「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」を委員会に提出し“いつまで経ってもできない「淀川の制御」に拘泥するのではなく、「淀川は溢れるのだ。その際に壊滅的な被害だけは避ける。その上で浸水被害をできるだけ少なくする。」という考え方に方向を変えるべきです。”そのために越水しても破堤しないよう堤防を強化し、浸水しても家屋は破壊されない・ライフラインは途絶しない地域整備と、洪水氾濫を織り込み済みとした避難体制整備・土地利用誘導などソフト面を含めて“地域を洪水に「しぶとく、したたかに」受け入れるように変えていくべ

きだ。”とアピールしたのです。

発表されたのは元淀川河川事務所の宮本氏でしたが、それを聞いて感銘したのは私だけではなかったと思います。流域委員会（当時の委員長は芦田氏）もその考え方を全面的に「提言」に取り入れたのでした。従って流域委員会の検討の流れにおいては「堤防強化」に「余裕高」で流量増を加算しようというような“セコイ考え方”は無かったと考えます。従って金盛委員のご意見は、流域委員会の検討の流れをご存じないためのご意見であり、結果失礼ながら見当違いのご意見と言えるのではないのでしょうか。

ただし私が金盛委員の少数意見を取り上げたのは金盛委員を非難するためではありません。第1次委員会から継続した委員でなければ、上に紹介した事情をご存じなくて当然です。新規委員に過去の委員会審議の重要事項を知っていただくことは河川管理者の任務だと考えます。また新規委員は、少なくとも流域委員会がこれまでに提出した「提言」「意見書」を熟読含味し、疑問点を質しておくことも当然求められると考えます。

今後の流域委員会の審議内容をより充実させるため、河川管理者・委員各位に配慮していただきたくお願いいたします。

以上